

平成28年第1回臨時会

一宮町議会会議録

平成28年 1月8日 開会

平成28年 1月8日 閉会

一宮町議会

平成28年第1回一宮町議会臨時会会議録目次

第1号（1月8日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	2
開議の宣告	2
議会運営委員会委員長の報告	2
議事日程の報告	2
会議録署名議員の指名	2
会期の決定	3
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	3
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
閉会の宣告	8
署名議員	9

平成28年第1回一宮町議会臨時会会議録 (第1号)

平成28年1月8日招集の第1回一宮町議会臨時会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	藤井幸恵	2番	小林正満
3番	渡邊美枝子	4番	鵜沢清永
5番	鵜沢一男	6番	小安博之
7番	藤乗一由	8番	袴田忍
9番	鵜野澤一夫	10番	藤井敏憲
11番	志田延子	12番	秦重悦
13番	森佐衛	14番	杵場博敏
15番	吉野繁徳	16番	島崎保幸

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	玉川孫一郎	副町長	芝崎登
教育長	町田義昭	総務課長	峰島清
税務住民課長	大場雅彦	教育課長	渡邊幸男

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	諸岡昇	書記	鵜澤あけみ
------	-----	----	-------

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
日程第四	議案第1号 一宮町立小学校ロボットプログラミング教室に係る備品購入の売買契約について

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（島崎保幸君） 皆さん、明けましておめでとうございます。

本日は、大変お寒い中ご参集いただきまことにご苦労さまです。

本年最初の議会でございます。本年もよろしく願いたします。

ただいまから平成28年第1回一宮町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（島崎保幸君） ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（島崎保幸君） 日程に入る前に、議会運営委員長より本臨時会の運営について発言の申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、12番、秦 重悦君。

○議会運営委員長（秦 重悦君） それでは、会期について議会運営委員会から報告いたします。

本臨時会で提案されるものは、税条例の専決処分の承認1件と契約案件1件であります。

よって、会期につきましては本日1日といたしたいと思えます。

以上で報告を終わります。

○議長（島崎保幸君） どうもご苦労さまでした。

◎議事日程の報告

○議長（島崎保幸君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（島崎保幸君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において指名いたします。

7番、藤乗一由君、8番、袴田 忍君、以上、兩名にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（島崎保幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第3、承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場税務住民課長。

○税務住民課長（大場雅彦君） それでは、議案つづりの1ページをごらんいただきたいと思います。

承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてご説明いたします。

個人番号制度に関するものでございます。

下から8行目、第1条のうちという書き出しのところです。

第1条のうち第51条第2項各号の改正規定中、こちらにつきましては個人住民税の減免申請に関するものです。

下から3行目、第139条の3第2項第1号の改正規定中、こちらにつきましては特別土地保有税の減免申請書に関するものでございます。

地方税分野における個人番号、法人番号の利用につきましては、6月議会におきまして条例等の一部改正を行い、個人番号等の利用についての規定を盛り込みました。

その後、先月12月議会では、法人番号の根拠条文を差し込む改正を行い、12月13日に可決されましたが、その後16日に平成28年度の与党税制大綱が決定されまして、個人番号の利用

の取り扱いを見直す方針が示されました。施行が1月1日であることから、25日付で専決処分をしたものでございます。

見直された内容につきましては、地方税関係書類のうち、申告等の主たる手続とあわせて提出されるもの、または申告後に関連して提出されるものにつきましては、納税義務者の負担を軽減するため、個人番号の記載を要しないということが決まりました。

個人住民税と特別土地保有税につきましては、申告制度がとられております。確定申告書ですとか住民税の申告書が一番最初に出されます。そこには個人番号が当然必要になってきますので、その後、減免申請、関連して提出される書類ということになりますので、こちらにつきましては個人番号を記載しなくてもいいですよという改正になっております。

説明につきましては以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） この承認案第1号について反対討論いたします。

反対理由の第1点目、これは12月議会での一宮町個人番号の利用等に関する条例の制定の中で述べたとおり、4点の理由から、とりあえず利用を延期し再度再考した上で中止、廃止すべき制度である、これを申し上げました。この点は変わりません。

反対理由の2つ目は、12月議会から年末年始を挟んでも28日しかたっていない中で、専決処分しなければならない事案が提出されているという問題であります。この責任は町当局にあるというよりも、法律執行者、政府にあると考えております。それだけこの制度が内容において場当たりの、精査されていない内容であることの証明であります。

以上の点から、本専決処分案に反対をいたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 賛成討論ありますか。

6番、小安博之君。

○6番（小安博之君） 小安博之であります。

一宮町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、私は本案に賛成の立場から討論いたします。

ナンバー制度は行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する社会基盤ですと言われております。平成27年第2回議会定例会以降、二度目の一部改正となりますが、これは国が新しい制度をスタートされるに当たり、ぎりぎりまで効率的な情報管理について見直しを行ってきた結果だと思っております。

今回の改正も、平成27年12月16日に決定した平成28年度の与党税制改正大綱に基づく個人番号の取り扱い方針が示されたことを踏まえたものであり、納税者の負担軽減につながるものであるということから、本承認案に賛成するものであります。

以上です。

○議長（島崎保幸君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第3、承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案どおり承認することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第4、議案第1号 一宮町立小学校ロボットプログラミング教室に係る備品購入の売買契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、3ページをお願いいたします。

議案第1号 一宮町立小学校ロボットプログラミング教室に係る備品購入の売買契約についてご説明を申し上げます。

本案件は、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の第3条に基づき、予定価格が700万円以上の財産取得の契約締

結でありますので、議会の議決を求めるものでございます。

件名は、一宮町立小学校ロボットプログラミング教室に係る備品購入、契約金額は、2,892万2,400円、売主は千葉県稲毛区轟町4-8-19、富士電機ITソリューション株式会社千葉支店、支店長、向井浩之。

購入の概要でございますが、タブレット152台、電子黒板4台、充電保管庫4台、サーバー2台、学習支援ソフト1式などの備品を購入するものでございます。

平成27年12月14日に9社による入札の結果、富士電機ITソリューション株式会社千葉支店を受注候補者として決定し、平成27年12月21日付で仮契約を締結したところでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

藤井敏憲君。

○10番（藤井敏憲君） 今回の議案については本質的には反対ではないんですけれども、この業者選定に当たって、どのような経緯で入札をやったのか、詳しく説明してもらいたいです。

○議長（島崎保幸君） 峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） この入札につきましては、あくまでも一宮町建設工事等入札参加業者資格審査及び選定基準というものがございまして、その中で指名審査会で、この基準に基づき9社を指名しました。

指名業者につきましては、担当課のほうから推薦をいただきまして、担当課から8社の推薦をいただきまして、その中で審査会で協議をした中で1社追加して9社で今回入札したというような状況でございます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） よろしいですか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 教育課長。

○教育課長（渡邊幸男君） ただいまの質問ですが補足させていただきます。

9社ございまして、そのうち8社が教育課のほうで詳細をこういふことでお願いしたいということで、審議会の中にお願したわけでございます。

この内容につきましては、このタブレット等を指定しておりますので、こういうものはき

ちんと、世界中にいろいろな業者がございまして日本の国内で生産されるもの、日本の業者で生産されるものを指定いたしまして、そのうちそれを扱っている業者を近い茂原、あと千葉県内、あと東京都、その順番で8社選ばせていただきました。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） よろしいですか。

なければ、ほかに質疑ありますか。

藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） この契約内容ではなくて、計画そのものにかかわる部分かもしれませんが、ちょっとお伺いします。

このタブレット、パソコンと同じです。通常4年、5年たつと、どこの学校で使っているものも更新しなければいけなくなるという時期に必ずなってくるんですが、その辺のところを先行きの考え方としてどんなふうに計画していらっしゃるんでしょうか。

あるいは、そういう予算が見込みとしてどのくらいつけなければならないという想定なり何なりされているんでしょうか。

○議長（島崎保幸君） 渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊幸男君） 大体、物には耐用年数とかあるわけでございます。

でも、しかしながら、例えば5年とした場合、今回も5,000万、この単体だけでは2,600万強というような契約金額になっておるわけでございますので、大変多額にわたっております。

それによりまして、その5年、10年たった後に、今後どうするんだというところになった場合に、時代は今そういう時代のほうに向かっておりますので、これからIT関係も学習の中に多く取り込まれてくると思いますので、その時点で補助事業等を探しながら更新していければと考えております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

郡内の町村でも生徒数分だけ用意されているという町もあるというふうにお伺いしているんですけれども、金額は定かではないんですが数千万円、たしか6,000万円とか7,000万円に近いぐらいの予算をとっていたかと思うんですけれども、そういった事例もございまして、今後の計画もきちんと、今の時点でははっきりしたものがないということですので、どういう想定になるかということもきちんとつくっておいていただかなければ、先行きのこと

について不安が残るだけで、だめになったらもうおしまいということになってしまうかもしれませんから、準備していただきたいと思います。お願いします。

○議長（島崎保幸君） 答弁要りますか。

（「要りません」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第4、議案第1号 一宮町立小学校ロボットプログラミング教室に係る備品購入の売買契約についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（島崎保幸君） 以上で、本臨時会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第1回一宮町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時17分